庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託
簡易公募型プロポーザル募集要領

1　目　的

庄内空港は、平成３年 10 月１日の供用開始以降、庄内地域と首都圏を結ぶ重要な高速交通網として重要な役割を担っているほか、開港初年度より国際チャーター便の就航も受け入れており、庄内地域の空の玄関口としての役割も担っている。

本県への訪日外国人観光客数が年々増加し、本県への観光需要が増加している状況であるが、庄内空港ビルの国内線と国際線の動線が分離しておらず、国際線の受け入れ可能時間が極めて限られていることが、国際線就航の大きな障壁となっている。

この状況を踏まえ、庄内空港ビルの国際線ターミナルを増設することにより、国内線と国際線の動線分離を行い、国際線の受け入れのボトルネックを解消すべく、施設整備を行うものである。

この目的を実現する施設整備となるよう、創造性、技術力などに優れた設計業務委託候補者を選定するため、簡易公募型プロポーザルを実施する。

2　業務の概要

（１）業務委託名

庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託

（２）業務内容

庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託一式

（国際線施設整備に伴う空港敷地内の貨物ビル、付属棟、山形県庄内空港事務所公用車庫等の減築及び新築の設計業務も含む）

（３）予定委託料（限度額）

195,188,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※１　予定委託料の算定にあたっては、構造を鉄骨造としているため、技術提案書の提案が採用され、鉄骨造以外の構造となる場合は、別途協議を行うものとする。

※２　本業務の契約締結に係る限度額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。

（４）履行期間

契約締結日から令和 10 年３月 10 日（金）まで

※工事の概算金額を令和９年９月末までに提出すること。

（５）事業概要

施　設　名　庄内空港ビル国際線ターミナル

建設予定地　山形県酒田市浜中地内

敷 地 面 積　約 1,074,806 ㎡

施 設 規 模　約　　2,300 ㎡（増築）※増築に伴う施設移転に係る面積を含まない

3　業務内容

以下の業務について県と受託者の協議のうえ進めていくものとする。受託者は県及び庄内空港ビル(株)、各 CIQ（税関、出入国管理、検疫）機関、庄内空港に定期便を運航する航空会社、国

土交通省東京航空局、既存ビルの入居団体と十分に調整を図りながら、業務を実施すること。

ア　建築（意匠・構造・外構）及び設備（電気・機械・ＥＶ、ＥＳ）基本設計
イ　建築（意匠）実施設計
ウ　建築（構造）実施設計
エ　電気設備実施設計
オ　機械設備実施設計
カ　空港特殊設備（バゲージハンドリングシステム　等）設計
キ　外構実施設計
ク　制限フェンス門扉等移設に係わる設計
ケ　建築積算業務
コ　電気設備積算業務
サ　機械設備積算業務
シ　完成予想図作成
ス　整備費用と維持管理費用の縮減の検討業務
セ　空港運営に知見を有する事業者との設計や空港運用に対するアドバイザリー契約
ソ　各種申請・届出業務
タ　国庫補助等の補助対象経費の積算、申請に係る資料の作成業務
チ　その他建築に関する基本・実施設計に必要な業務

4　留意事項

（1）施設規模の算定基礎

日本の地方空港において、国際線を運航している航空会社が保有する機材の状況を踏まえ、庄内空港に就航する可能性が高い機材として小型ジェット機の B737、A320、A321 等（座席数は 180～230 席程度）を想定し、これを施設規模の算定基礎とする。また、レイアウト変更等により、受入能力について拡張性を持たせた設計とすること。

（2）整備に求められる機能

航空機の座席数 230 席程度（搭乗待合室 230 席、230 人の出入国を 60 分程度で処理）を想定し整備する機能は、以下のとおりとする。（別紙及び別添「庄内空港ビル施設整備計画概要」参照）（提案の際に参考とするイメージであり、具体的には基本設計で検討する。）

（3）増築場所の確保

増築にあたり、現在の貨物ビル、付属棟、山形県庄内空港事務所公用車庫等を移設することも可能とする。その場合、移設・新設する建物は現機能を確保した設計を行うこと。

（4）既存ビルの改修

国際線施設整備により既存ビル機能との相乗効果を発揮するため既存ビル改修も可能とする。

（5）動線

旅客動線は、保安上の観点から、出発･到着及び国内･国際のいずれも完全分離する計画とする。また、ＶＩＰ、防疫、ハイジャック、災害等の緊急時における対処にも十分対応が可能な計画とする。

（6）増築に伴う法的遡及工事に係る設計も併せて行うこと。

（7）職員駐車場の確保に係る設計も併せておこなうこと。

5　担当部局

〒990-8570　山形市松波二丁目８番１号

山形県みらい企画創造部航空政策室

電 話 番 号　023-630-3081

電子メール　fly（at）pref.yamagata.jp

※　（at）は @ に置き換えて下さい。

6　日　程

・公告　令和８年 11 月 13 日（金）

・募集要領等の交付期間　　令和８年 11 月 13 日（金）～令和８年 12 月 28 日（月）

・参加表明書等に係る質問書の提出期限　　令和８年 11 月 19 日（木）

・参加表明書等に係る質問書の回答　　令和８年 11 月 24 日（火）までに行う。

・参加表明書等の提出期限　　令和８年 11 月 27 日（金）

・参加資格及び技術資料の審査結果通知及び技術提案書の提出の要請

令和８年 12 月７日（月）までに行う。

・技術提案書に係る質問書の提出期限　　令和８年 12 月 11 日（金）

・技術提案書に係る質問書の回答　　令和８年 12 月 15 日（火）までに行う。

・技術提案書の提出期限　　令和８年 12 月 28 日（月）

・二次審査　　令和９年１月８日（金）（予定）

・二次審査の結果通知　　令和９年１月中旬（予定）

7　参加者の資格

技術提案書の提出者（以下「参加者」という。）は、次の（１）及び（２）に掲げる要件を満たす設計共同体であって、（３）に掲げる要件を満たすものであること。

（１）次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の４第１項各号の規定に該当しないこと。

イ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ　建築士法第 26 条第２項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

エ　山形県財務規則（昭和 39 年３月県規則第９号。）第 125 条第５項の競争入札参加資格者名簿において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業務に登録されていること。

オ　山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ　次のいずれにも該当しないこと（施行令第 167 条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く）。

（ア）役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」とい

う。）であると認められること。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（カ）再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められること。

（キ） 受注者が、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと認められること。

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、エの要件に関する審査を受けた者であること。

ク　庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル方式設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。

ケ　イの登録に係る一級建築士事務所に属する一級建築士が５名以上いること。

コ　平成 28 年４月１日からこの公告の前日までの間に延床面積 1,000 ㎡以上の空港旅客ターミナルビル（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）等において、航空旅客取扱施設として定められている施設をいう。以下同じ。）の新築又は改築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第 13 号に規定する新築又は改築をいう。以下同じ。）に係る工事の基本設計及び実施設計の業務（設計共同体の構成員として行った業務については、代表構成員として行ったものに限る。）を実施（業務委託契約を締結し現在業務を行っているものも含む。）した実績を有する者であること。

（２）次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　名簿の本店住所が県内にある者１者以上を含む２者又は３者で構成する設計共同体であること。

イ　設計共同体の全ての構成員が、（１）のアからクまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

ウ　設計共同体の代表構成員が、（１）のケ及びコに掲げる要件を満たす者であること。

エ　設計共同体の構成員が他の設計共同体の構成員として本件簡易公募型プロポーザルに参加していないこと。

オ　設計共同体の構成員の（１）のイの登録に係る一級建築士事務所が他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

カ　設計共同体の構成員が官公需適格組合でないこと。

（３）本業務の履行に当たり次に掲げる要件を全て満たすことのできる者であること。

ア　管理技術者として一級建築士を配置できること。

イ　参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（公告の日時点で、３月以上継続しているものに限る。）にある者を管理技術者として配置できること。

ウ　管理技術者及び各主任担当技術者を兼務させずに各１名ずつ配置できること。

８　募集要領等の交付

（１）交付する資料

ア　庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル募集要領

イ　庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル技術提案を求める評価テーマ

ウ　庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル提出書類作成要領

エ　庄内空港平面図等

オ　庄内空港国際線施設整備計画概要

カ　庄内空港国際線施設整備事業の概要

キ　建築設計業務委託契約書

ク　山形県建築設計業務委託共通仕様書

（２）交付場所

山形県のホームページにより行う。

（ https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/proposal/index.html）

９　参加表明書及び技術資料（以下「参加表明書等」という。）の作成及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を表明する者は、次のとおり、参加表明書等を提出すること。

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式１）

イ　参加資格調書（様式２）

ウ　管理技術者の経歴等（様式３）

エ　各主任担当技術者の経歴等（様式４－１～４－４）

オ　協力事務所の名称等（様式５）

なお、イからオまでを「技術資料」という。

（２）提出期限　令和８年 11 月 27 日（金）午後４時

（３）提 出 先　山形県みらい企画創造部航空政策室（山形県の休日を定める条例（平成元年３月 22 日山形県条例第 10 号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、提出時間は午前８時 30 分から午後５時までとする。なお、提出期間

の最終日にあっては、午後４時までとする。）電子メールの場合：
fly（at）pref.yamagata.jp ※ （at）は @ に置き換えて下さい。

（４）提出部数　正本１部、副本７部（左上ダブルクリップ止めとする。）
※電子メールによる提出の場合は、データ１式

（５）提出方法　持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）または電子メールとする。

（６）作成要領及び注意事項
庄内空港国際線施設整備事業基本及び実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル提出書類作成要領（以下「提出書類作成要領」という。）に従い作成すること。

（７）参加表明書等の無効
提出書類について、本募集要領及び提出書類作成要領（以下「本募集要領等」という。）に適合しない場合は、無効とすることがある。

（８）その他　要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

１０　参加表明書等に係る質問書の提出及び回答

（１）質問書の提出
ア　質問書の様式　様式９による。
イ　提出期限　令和８年 11 月 19 日（木）午後４時
ウ　提 出 先　山形県みらい企画創造部航空政策室（県の休日を除き、提出時間は午前８時 30 分から午後５時までとする。なお、提出期間の最終日にあっては、午後４時までとする。）
エ　提出方法　持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限に必着のこと。）又は電子メール（受信を電話で確認すること。）とする。

（２）質問書に対する回答
質問書に対する回答は、令和８年 11 月 24 日（火）までに山形県のホームページにより行う。
（https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/proposal/index.html）

１１　技術提案書の提出の要請
参加表明書等の提出者の参加資格及び技術資料を審査した後、審査結果通知及び技術提案書提出の要請を令和８年 12 月７日（月）までに行う。

１２　技術提案書の作成及び記載上の留意事項

（１）提出書類
ア　技術提案書（様式６）
イ　業務実施方針及び手法（様式７）
ウ　評価テーマに対する技術提案（様式８）
なお、アからウまでを「技術提案書」という。

（２）技術提案を求める評価テーマ
庄内空港国際線施設整備事業設計業務簡易公募型プロポーザル技術提案を求める評価テ

ーマによる。

（３）提出期限　令和８年 12 月 28 日（月）午後４時

（４）提出先　９（３）による。

（５）提出部数　９（４）による。

（６）提出方法　９（５）による。

（７）技術提案書作成上の基本事項

簡易プロポーザルは、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、開始することとする。

なお、技術提案書が、本募集要領等に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

（８）作成要領及び注意事項　提出書類作成要領に従い作成すること。

（９）技術提案書の評価における視覚的表現について

ア　提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。

イ　視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。**表現の許容範囲は、平成 30 年４月２日付け大臣官房官庁営繕部事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」を参照すること。**

ウ　技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

エ　説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

オ　視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その１／２を減点する。

カ　参加者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

１３　技術提案書に係る質問書の提出及び回答

（１）質問書の提出

ア　質問書の様式　様式 10 による。

イ　提出期限　令和８年 12 月 11 日（金）午後４時

ウ　提 出 先　１０（１）ウによる

エ　提出方法　１０（１）エによる

（２）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和８年 12 月 15 日（火）までに山形県のホームページにより行う。

（https://www.pref.yamagata.jp/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/proposal/index.html）

１４　第一次審査（参加資格及び技術資料の書類審査による第二次審査参加者の選定）

（１）評価基準

第二次審査参加者を選定するための評価基準、判断基準、並びに評価のウェイトは別表１のとおりとする。

（２）選定

第二次審査参加者の選定は、次に掲げる者で構成する選定委員会が行い、評価の合計点の高いものから第二次審査参加者を５者程度選定する。

＜選定委員会委員＞

山形県みらい企画創造部次長

山形県みらい企画創造部航空政策室長

山形県県土整備部建築住宅課営繕室長

庄内空港ビル株式会社施設機能強化プロジェクト推進室シニアマネージャー

（３）結果の通知及び非選定理由の説明

ア　審査結果は参加表明書等を提出した全ての者に対し、書面により通知する。

イ　第二次審査参加者に選定された者には、選定した旨の通知を送付する。

ウ　第二次審査参加者として選定されなかった者には、選定しなかったことを書面により通知する。

エ　上記ウの通知を受けた者は、通知を受けた日から７日（県の休日を除く。）以内に書面（書式自由。ただし、Ａ４判）により、山形県みらい企画創造部長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

オ　非選定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により行う。

カ　非選定理由の説明請求の受付場所は山形県みらい企画創造部航空政策室による（県の休日を除き、受付時間は午前９時から午後４時までとする。）。

１５　ヒアリング

第二次審査参加者に対して、技術提案書に関するヒアリングを求める。

（１）日程等

ア　実施場所　山形県庁（予定）

イ　実施期日　令和９年１月８日（金）（予定）

ウ　出 席 者　出席者は管理技術者と各主任担当技術者で構成し、人数は４名以内とする。なお、原則として、代理は認めない。

エ　そ の 他　ヒアリングの詳細は別途通知する。

（２）留意事項

ア　ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。

イ　提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提案を無効とする。

ウ　ヒアリング時の追加資料は受理しない。

１６　第二次審査（技術提案書の評価による最優秀者の特定）

（１）評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは別表２のとおりとする。

（２）特定

技術提案書の評価は、１４（２）の選定委員会が行い、技術提案書を提出した者の中から、一次審査の評価点と二次審査の評価点の合計点が最上位である者（以下「最優秀者」という。）を１者特定するほか、次に合計点が高い者（以下「優秀者」という。）を次点として特定する。

（３）結果の通知及び非特定理由の説明

ア　審査結果は全ての参加者に対し、書面により通知する。

イ　最優秀者と業務委託契約の締結を行う。

ウ　特定されなかった者は、上記アの通知を受けた日から７日（県の休日を除く。）以内に書面（書式自由。ただしＡ４判）により、山形県みらい企画創造部長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

エ　非特定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により行う。

オ　非特定理由の説明請求の受付場所は山形県みらい企画創造部航空政策室による（県の休日を除き、受付時間は午前９時から午後４時までとする。）。

（４）次点の繰上

（３）イで契約締結に至らなかった場合は、優秀者と契約の締結を行う。

１７　失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

（１）提出書類の提出期限、提出場所、提出方法等が本募集要領等に適合しなかった者。

（２）提出書類に虚偽の記載や選定委員会委員への接触、その他不正の行為をした者。
なお、虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

（３）参加表明書の提出期限の日から契約締結日までの間に、指名停止の措置を受けた者。

（４）プレゼンテーションの実施に当たり、特別な理由がないにもかかわらず参加しなかった者又は指定した時間に遅れた者。

（５）技術提案書に提案者が特定できる語句、記号等を記載した者。

（６）その他本募集要領等に定める手続き、方法等を遵守しなかった者。

１８　受注資格の喪失

本業務の契約の相手方となった者（協力事務所を含む。）が製造業及び建設業と資本及び人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の事業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

１９　現地説明会・視察について

（１）担当部局において、現地での説明会は行わない。

（２）第二次審査参加者が現地視察を希望する場合は、５ 担当部局に事前に連絡し、指示に従

うこと。

２０　その他

（１）本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

（２）契約書は、最優秀者特定後、業務委託契約時に作成する。

（３）関連情報を入手するための照会窓口は山形県みらい企画創造部航空政策室による。

（４）本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

（５）参加表明書等及び技術提案書（以下「提出書類」という。）の取扱い

ア　提出書類は、返却しない。

イ　提出書類は、提出者に無断で使用しないものとする。

なお、技術提案書の選定において、技術提案書を公表する場合がある。

ウ　技術提案書の提出後は、原則として、技術資料及び技術提案書に記載した内容の変更は、認めない。

また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を充てることとし、発注者の承諾を得なければならない。

エ　提出書類は、本プロポーザルに必要な範囲で複製を作製することがある。

オ　入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求めることがある。これは、本募集要領が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

（６）参加表明書等及び技術提案書（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出書類が下記のいずれかに該当する場合は、原則その提出書類を無効とする。

ア　提出書類の全部又は一部が提出されていない場合

イ　提出書類と無関係な書類である場合

ウ　他の業務の提出書類である場合

エ　白紙である場合

オ　募集要領に指示された項目を満たしていない場合

カ　発注者名に誤りがある場合

キ　発注案件名に誤りがある場合

ク　提出業者名に誤りがある場合

ケ　その他、未提出又は不備がある場合

（７）本募集要領の手続における第二次審査参加者の選定、最優秀者の特定及びその他の手続に関し、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年６月県告示第 681 号）により、山形県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

（８）提出書類の提出は参加者１者につき１案とする。

（９）参加者が１者のみの場合であっても、評価基準等に従って評価を実施し、その提案内容が

本業務の受注者に適していると認められる場合は、最も優れた提案として特定し、委託契約を締結する。

（10）本募集要領の業務の契約は、本手続により特定された者と行う予定であるが、特定された者が、施行令第 167 条の４第１項各号の規定に該当することとなった場合、その者については契約の締結を行わないことがある。

（別表１）技術資料評価基準

1　評価項目

<table>
<tr><td rowspan="10">技術資料</td><td rowspan="2">評価項目</td><td rowspan="2" colspan="2">評価の着目点</td><td colspan="3">評価のウェイト</td></tr>
<tr><td colspan="2">判断基準</td><td>小計</td></tr>
<tr><td>資格</td><td>専門分野の技術者資格</td><td>各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。</td><td rowspan="4">担当
主任
技術者</td><td>総合</td><td>8</td><td rowspan="4">20</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>構造</td><td>4</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>電気</td><td>4</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>機械</td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="6">技術力</td><td rowspan="6">平成28年4月1日から公告日の前日までに実施（業務委託契約を締結し、現在業務を行っているものも含む）した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）</td><td rowspan="6">以下の順で評価する。
①　同種業務の実績がある。
②　類似業務の実績がある。
上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。
●管理技術者の場合
①　管理技術者又はこれに準ずる立場
②　主任担当技術者又はこれに準ずる立場
③　担当技術者又はこれに準ずる立場
●主任担当技術者の場合
①　管理技術者又はこれに準ずる立場
②　主任担当技術者又はこれに準ずる立場
③　担当技術者又はこれに準ずる立場</td><td colspan="2">管理技術者</td><td>20</td><td rowspan="6">50</td></tr>
<tr><td rowspan="4">担当
主任
技術者</td><td>総合</td><td>15</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>5</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>5</td></tr>
<tr><td>機械</td><td>5</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">合計</td><td>70</td></tr>
</table>

2　評価方法

（1）資格

各技術者について、保有資格が下表のいずれかであるかにより評価点を決定し、ウェイトを乗じる。

分担業務分野	評価する資格	評価点
総合	一級建築士	1.0
	なし	0
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.5
	なし	0
電気	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、一級建築士	0.5
	なし	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、一級建築士	0.5
	なし	0

・海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

・複数の資格を有する場合、最高の評価点となるもののみを評価し、評価点は重複して加算しない。

・「建築士」は、資料提出時点において建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 37 第１項「１一級建築士定期講習」の項イ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、評価しない。

（2）技術力

技術者ごとに、下表のａ×ｂにより評価点を決定し、ウェイトを乗じる。

技術者の別		a 過去の業務の種類			b 過去の業務での立場		
		同 種 業 務	類 似 業 務	同種又は 類似業務 の経験なし	管 理 技術者	担 当 主 任 技術者	担 当 技術者
管理技術者		1.0	0.5	0	1.0	0.5	0.25
担当主任 技術者の 分担業務 分野	総合	1.0	0.5	0	1.0	1.0	0.5
	構造	1.0	0.5	0	1.0	1.0	0.5
	電気	1.0	0.5	0	1.0	1.0	0.5
	機械	1.0	0.5	0	1.0	1.0	0.5

○同種・類似業務

	用途	規模
同種業務	空港旅客ターミナル	延床面積　2,000 ㎡以上
類似業務	空港旅客ターミナル	延床面積　1,200 ㎡以上

・空港旅客ターミナルとは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）等において、航空旅客取扱施設として定められている施設をいう。

（別表２）技術提案書評価基準

1　評価項目

	評価項目	評価の着目点		判断基準			評価のウェイト	
技術提案書	業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲		業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			16	
		業務の実施方針		業務への取組体制、業務のチェック体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			24	
		評価テーマに対する技術提案	1	テーマ1について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	(1)		15	90
					(2)		15	
			2	テーマ2について、同上。	(1)		15	
					(2)		15	
					(3)		15	
			3	テーマ3について、同上。	(1)		5	
					(2)		5	
					(3)		5	
合計							130	

２　評価方法

技術提案書の内容及びヒアリングの結果から選定委員会各委員が４又は５段階で採点し、全ての委員の合計点の平均で評価する。

評価の着目点	評価事項	各委員の評価				
業務の理解度 及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
実施方針の的確性・独創性・実現性	業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に判断する。	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。	特に優れている	優れている	普通	劣る	

別紙

【参考値：国際線施設及び面積】

項目			概要	面積（㎡）【参考値】
	3階	倉庫（空ビル）	既存ビルから移転	60
		事務室(テナント)	既存ビルから移転	20
	2階	搭乗待合室	座席数230席を想定	400
		授乳室	新設	10
		出国審査場	出国審査２窓口を確保	45
		出国税関	出国税関１窓口を確保	20
		保安検査場	保安検査１レーンを確保	80
		検査室	出国に係る検査室	5
		トイレ（２か所）	うち１か所は、バリアフリー対応	45
		出発ロビー	既存ビルの出発ロビーと隣接させ、一体的に活用可能なスペースとする	95
		チケットカウンター	新設	30
		コンセッション（免税店等）	新設	30
		ダクトスペース等	新設	25
	1階	検疫検査場	検疫２窓口を確保	60
		検疫健康相談室	検体採取室、有症者待機室含む	15
		入国審査場	入国審査５窓口を確保（うち１窓口はユニバーサルレーン）	130
		出入国管理特別審査室	取調室、入管事務所を含む	20
		手荷物受取所	ベルトコンベア設置、動物検疫、植物防疫を含む	380
		税関検査場	税関検査４窓口を確保	手荷物受取所に含む
		税関第二検査場	検査室及び取調室	15
		税関事務室	新設	7
		トイレ（１か所）	新設	20
		到着ロビー	既存ビルと隣接させ、一体的に活用可能なスペースとする	100
		動物検疫、植物防疫事務室	２者共同事務室	15
		守衛室	新設	10
		風除室	新設	10

		倉庫	新設	5
		ポンプ室	新設	5
		ダクトスペース等	新設	20
既存ビル	2階	賑わい／物販等スペース	出発ロビーと隣接させ、一体的に活用可能なスペースとする	130
	1階	賑わい／物販等スペース	到着ロビーと隣接させ、一体的に活用可能なスペースとする	140
		清掃会社控え室	最低限 20 ㎡を確保	20
		法的遡及工事	エレベーター２基、エスカレーター２基、特定天井 430 ㎡	－

※上記に加え、コンコース、通路、階段、エレベーター、エスカレーター、機械室　等

【参考値：貨物ビル、付属棟面積】

項目			概要	面積（㎡）【参考値】
現貨物ビル	1階	機材庫	現在の貨物ビルを機材庫のみを残して減築	36
新貨物ターミナル	2階	会議室	新設	75
		給湯室	新設	15
		トイレ	新設	15
		倉庫	新設	10
	1階	荷捌き場	現貨物ビルから機能を移設（最低限 210 ㎡を確保）	210
		車庫	車２台を駐車するスペースを確保	35
		航空会社事務室	貨物受付も含む（最低限 50 ㎡を確保）	50
		倉庫	新設	10
		風除室	新設	5
付属棟		ゴミ庫、ベーパライザー、ボンベ庫、ポンプ室	新設	35
		ＳＣＵ機材庫	ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）の機材を格納するもの（最低限 50 ㎡を確保）	50
		車庫	車２台を駐車及び物品を保管するスペースを確保	30

※１　上記に加え、通路、階段　等

※２　貨物ビルにおいては、貨物のトラックでの搬入・搬出があるため、それに伴う十分な面積と動線を確保すること

※３　災害時の航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）としての利用も想定すること。

【留意事項】

ア　搭乗客等の送迎にふさわしい意匠とすること。

イ　沿岸部に位置するため、塩害対策に十分配慮すること。

ウ　夜間等の防犯対策に配慮すること。

エ　地震・津波等の災害対策に十分配慮すること。

オ　降雨による浸水対策に配慮すること。

カ　自然換気や自然採光について配慮すること。

キ　バリアフリーを確保すること。

ク　建築物の省エネ及び脱炭素対策に配慮すること。

ケ　既存施設を含め、施設の維持管理に配慮すること。

コ　搭乗客等の快適性に配慮した内装とすること。

サ　国際線運航時以外の多目的利用に配慮した内装とすること（保安区域である国際線施設のフレキシブルな活用を含む)。

シ　清掃等のしやすさ、維持管理のしやすさに配慮した内装とすること。